

つながり新聞

平成29年12月号

TOPICS

配偶者特別控除 平成30年分以降の変更

平成30年以降に適用される配偶者控除の額は、左図のように変更になります。控除額は、納税者本人の合計所得金額と配偶者の合計所得金額によって控除額が計算されます(38万円～1万円)。また配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額は38万円超123万円以下となります(現行38万円超76万円未満)。

配偶者控除および配偶者特別控除の控除額

		給与所得者本人の合計所得金額			
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
配偶者の合計所得金額	38万円以下	38万円	26万円	13万円	0円
	38万円超 85万円以下	38万円	26万円	13万円	0円
	85万円超 123万円以下	36万円～ 3万円	24万円～ 2万円	12万円～ 1万円	0円

★合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者控除が適用されません。

INFO

年末調整が始まります

12月に入り、皆さまのお勤め先などでも書類の提出を求められるのではないのでしょうか。年末調整は、給与や賞与などから差し引かれた税金と、その年に納めなければならぬ税額とを計算する仕組みです。正しい税額より差し引かれた税金が多かった場合は、税金が戻されます。逆に少なかった場合は税金を納めることになり、給与から差し引かれます。

HEALTH

パーティーシーズン到来

今年も残りわずか。忘年会など食事をする機会が増えますね。夜に飲み会がある日は、朝食と昼食で摂取カロリーの調整をするといいでしょう。朝はバランスよく、昼に炭水化物を抜くなど。また、刺身や冷奴など、肝臓の働きを助けるというおつまみを選ぶのもポイントです。二日酔い予防はやはり飲みすぎないことです。楽しく年末を乗り切りましょう。

<発行元>

市川正樹税理士事務所
平塚市東真土3-3-5
電話 0463-54-5366
FAX 0463-71-5313
http://0463545366.com/

今月の富士山



2017年12月10日

Teamいちかわ



小田原『神奈川県立生命の星・地球博物館』のレストラン「恐竜パフェ」。恐竜のクッキーが乗っていて、子供が大喜びでしたね！



2017クリスマスイルミネーション

クリスマスが近づいてきました。いろいろな場所でライトアップを楽しむことができます。写真は、秦野市のさかえちよう公園。24日までライトアップをしています(午後5時～8時)。さがみ湖イルミオン、宮ヶ瀬クリスマス、湘南の宝石(江ノ島)などもおすすめです。温かくしてお出かけください。



12月の主な税務

- 給与所得者の年末調整
- 給与所得者の保険料控除申告書
- 固定資産税の第三期分納付
- 11月分の源泉所得税
- 10月決算法人の確定申告
- 1・4・7・10月の決算法人の3月ごとの消費税の納税
- 4月決算法人の中間申告

今月の「気になる!」?

仮想通貨の一種である「ビットコイン」。過去1年で9倍近く上昇しています。税法上は雑所得になり、所得税と住民税が課税されます。



HPでは税務に関する情報や、事務所の活動・日常のレポートを掲載しております。 <http://0463545366.com/>

昔の税金システム

日本の税金のはじまりは、邪馬台国・卑弥呼の時代に遡ります。3世紀ころの魏志倭人伝」という書物に記されています。飛鳥時代、大化の改新後の租・庸・調により、納税制度になりました。租は収穫された量に応じて現物を納めました。庸は都で労働すること、調は布や絹などの諸国の特産物を納めました。金銭による納付となったのは、明治6年の地租改正以後です。今回は地租改正です。

